

第 3 章

住まい・用具の給付

(1) 住宅改修・公営住宅

○日常生活用具（住宅改修費）の給付

内 容 日常生活を営むのに著しく支障がある在宅の障害者が、手すりの設置や段差解消等住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（これらを住宅改修費といいます）として 200,000円を限度に、原則として生涯1回限り給付します。

※事前に申請が必要です

対 象 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の身体障害者であって、個別等級が3級以上の方。（特殊便器への取替えは上肢障害2級以上の方）又は、難病患者であって下肢又は体幹機能に障害がある方。

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1593 FAX 04-2952-0615

要介護（支援）認定をお持ちの方は、介護保険サービスとして住宅改修費の支給を行っておりますので、担当のケアマネジャー、地域包括支援センター又は介護保険課へご相談ください。

電話 04-2953-1111 内線 1551～1552 FAX 04-2969-5735

○重度身体障害者居宅改善整備費の補助

内 容 重度障害者の日常生活の利便を図るため、居室、トイレ、浴室等住宅の一部を障害に応じ、使いやすく改造する場合、改造費用の3分の2（補助限度額360,000円）を補助します。

※年間で支給できる補助金に限りがありますので、事前に障がい者福祉課にお問合せください

対 象 身体障害者手帳を所持していて、下肢又は体幹機能障害の個別等級が1級、2級の方

※介護保険法の住宅改修費及び障害者総合支援法による日常生活用具（住宅改修費）の該当工事については、補助対象外です

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1593 FAX 04-2952-0615

要介護（支援）認定をお持ちの方は、介護保険サービスとして住宅改修費の支給を行っておりますので、担当のケアマネジャー、地域包括支援センター又は介護保険課へご相談ください。

電話 04-2953-1111 内線 1551～1552 FAX 04-2969-5735

○住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

内 容 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修が行われた住宅に対し、100平方メートル分までを限度として翌年度当該家屋分の固定資産税を3分の1減額するものです。

改修工事完了後、3ヵ月以内に必要書類を添えて資産税課まで申告してください。

なお、減額措置に係る要件等についてはお問い合わせください。

問い合わせ 資産税課 電話 04-2953-1111 内線 1121

直通 04-2937-5145

○福祉機器の展示

内 容 高齢者や障害者向けの福祉用具の展示及び販売・利用相談を行っています。また、年齢や障害の有無を問わず、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインコーナー、介護ロボットコーナーも設置しています。

※開館時間 火～日曜日 午前9時から午後5時まで

休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は、その翌日）

毎月第一日曜日、年末年始

問い合わせ 介護すまいる館 電話 048-822-1195 FAX 048-822-1426

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

ホームページ <http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/care-smile/>

○市営住宅の入居制度

内 容 市営住宅は、住宅に困っている一定基準以下の所得の方に、低廉な家賃で賃貸する住宅です。募集は原則として年2回、6月と12月頃に行っており、基準に従って登録順位を決定し、空き室が発生したときに、順番に入居していただいております。

次のいずれかに該当する方がいる世帯は、収入基準の緩和対象となります。

①身体障害者手帳1級、2級、3級、4級の方

②療育手帳①、A、Bの方

③精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

その他詳細につきましては、市街地整備課にお問合せください。

問い合わせ 市街地整備課 電話 04-2953-1111 内線 2234・2235 FAX 04-2954-8877

○県営住宅の入居制度

内 容 県営住宅は、住宅に困っている一定基準以下の所得の方に、低廉な家賃で賃貸する住宅です。募集は原則として年4回、1月、4月、7月、10月に行っており、定期募集（抽せん）と随時募集（先着）があります。

上記「市営住宅の入居制度」にある①～③に該当する方、もしくは精神障害者で1～2級の障害年金の証書を交付されている方がいる世帯は、収入基準の緩和対象となるほか、一般世帯よりも抽せんによる当選確率が高くなる制度があります。

問い合わせ 埼玉県住宅供給公社県営住宅課 電話 048-829-2875 FAX 048-825-1822

(2) 補装具費の支給

○補装具費の支給

内 容 身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするため、次の補装具の購入又は修理にかかる費用を支給しています。原則1割の自己負担となりますが、負担が重くならないよう、一定の月額上限額があります。（世帯に市町村民税所得割額を46万円以上課税されている方がいる場合は対象外です）

※事前の相談と申請が必要です

世帯階層区分	月額上限額
市町村民税課税世帯の方	37,200円
市町村民税非課税世帯の方	0円
生活保護世帯の方	0円

※ 世帯とは本人と配偶者。18歳未満の場合は所得制限なし

■補装具の種類

障害区分	補装具の種類
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ)
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、 歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、 重度障害者用意思伝達装置 (※児童の場合は、以下も対象になります) 排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具
内部障害	車いす、電動車いす (※心臓、呼吸器に障害または、難病のある方で、障害により歩行が困難な方)

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1593 FAX 04-2952-0615

要介護（支援）認定をお持ちの方は、介護保険サービスとして福祉用具の貸与を行っている品目もございますので、担当のケアマネジャー、地域包括支援センター又は介護保険課へご相談ください。

電話 04-2953-1111 内線 1551～1552 FAX 04-2969-5735

○補装具の交付、修理に係る自己負担金補助制度

内 容 補装具の交付、修理において世帯の所得により支払った自己負担金を補助します。

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1593 FAX 04-2952-0615

(3) 日常生活用具の給付

○障害者日常生活用具の給付

内 容 在宅の障害者に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行っています。原則1割の自己負担となりますが、負担が重くならないよう、一定の月額上限額があります。（世帯に市町村民税所得割額を46万円以上課税されている方がいる場合は対象外です）

※事前に申請が必要です

世帯階層区分	月額上限額
市町村民税課税世帯の方	37,200円
市町村民税非課税世帯の方	0円
生活保護世帯の方	0円

■日常生活用具の給付品目一覧表

■視覚障害

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
視覚障害者用ポータブルレコーダー (録音再生機) 85,000円 (再生専用機) 35,000円	視覚障害1～2級で学齢児以上の方
視覚障害者用時計 音声式 13,300円 触読式 10,300円	視覚障害1～2級で18歳以上の方
視覚障害者用体温計 音声式 9,000円	視覚障害1～2級で学齢児以上の方 ※視覚障害児者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限ります
視覚障害者用体重計 18,000円	視覚障害1～2級で18歳以上の方 ※視覚障害児者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限ります
電磁調理器 41,000円	

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
点字タイプライター 63,100円	視覚障害1～2級の方 ※本人が就学、就労しているか、就労が見込まれる方
点字図書	視覚障害で点字により情報を入手している方
視覚障害者用拡大読書器 198,000円	視覚障害で学齢児以上の方 ※この装置により文字等を読むことが可能になる方
歩行時間延長信号機用小型送信機 7,000円	視覚障害1～2級で学齢児以上の方
視覚障害者用活字文書読上げ装置 99,800円	視覚障害1～2級で学齢児以上の方
視覚障害者用誘導装置 56,000円	視覚障害であって、音声による誘導を必要とする方
情報・通信支援用具（パーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等） 100,000円	視覚障害1～2級で学齢児以上の方 ※パーソナルコンピュータの使用により、社会参加が見込まれる方 ※生涯1回限りの給付
点字器 標準型A 10,712円 標準型B 6,798円 携帯用A 7,416円 携帯用B 1,699円	視覚障害のある方
点字ディスプレイ 383,500円	視覚障害のある方 ※視覚障害1～2級で18歳以上の方

■聴覚障害

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
聴覚障害者用屋内信号装置 87,400円	聴覚障害2級で18歳以上の方 ※聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる場合に限ります

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
聴覚障害者用通信装置 71,000円	聴覚障害で学齢児以上、コミュニケーション、連絡手段等の手段として必要と認められる方
文字放送ラジオ 23,000円	聴覚障害であって、文字による情報を必要とする方
携帯用信号装置 18,000円	聴覚障害であって、視覚・触覚によらなければ、呼び出し等に応じられない方
聴覚障害者用情報受信装置 88,900円	聴覚障害のある方 ※必要性が認められた場合に限る ※内蔵型テレビ及びテレビ本体は除く
人工内耳用電池 片耳30,000円	聴覚障害であって、人工内耳を装用している方
人工内耳用充電電池及び充電器 片耳44,100円	聴覚障害であって、人工内耳を装用している方

■ 音声・言語機能障害

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
聴覚障害者用通信装置 71,000円	発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の方でコミュニケーション、連絡手段等の手段として必要と認められる方
携帯用会話補助装置 98,800円	音声言語機能障害で、発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の方
人工咽頭 笛式 5,150円 電動式 72,203円	音声・言語機能障害で、音声機能を喪失した方

■ 下肢、体幹機能障害

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
便器＋手すり 4,450円	下肢又は体幹機能障害 1～2 級で、学 齢児以上の方
訓練いす 33,100円	下肢又は体幹機能障害 1～2 級で、3 ～17 歳の方
訓練用ベッド 159,200円	下肢又は体幹機能障害 1～2 級で、学 齢児以上17歳までの方
特殊寝台 154,000円	下肢又は体幹機能障害 1～2 級で、18 歳以上の方
入浴担架 82,400円	下肢又は体幹機能障害 1～2 級で、3 歳以上の方 ※入浴にあたって、家族等他人の介助 を要する方
入浴補助用具 90,000円	下肢又は体幹機能障害で、3 歳以上の 方 ※入浴の介助を要する方
移動用リフト 159,000円	下肢又は体幹機能障害 1～2 級で、3 歳以上の方
移動・移乗支援用具 60,000円	下肢又は体幹機能障害で、3 歳以上の 方 ※家庭内の移動等において介助を必要 とする方
体位変換器 15,000円	下肢又は体幹機能障害 1～2 級で、学 齢児以上の方 ※下着交換等で家族等他人の介助を要 する方
特殊尿器 67,000円	下肢又は体幹機能障害 1 級で、学齢児 以上の方 ※常時介護を要する方

下肢、体幹機能障害（つづき）

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
特殊マット 19,600円	①下肢又は体幹機能障害1～2級で3～17歳の方 ②下肢又は体幹機能障害1級で、18歳以上の方
トイレチェアー 81,000円	脊髄損傷等により、便座上で座位を保てない方
車椅子用段差昇降機 260,000円	常時車いすを使用している方
携帯用会話補助装置 98,800円	肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する学齢児以上の方
T字状・棒状のつえ 木製 2,266円 軽金属性 3,090円	下肢又は体幹機能障害のある方 ※歩行、家庭内の移動等において介助を必要とする方。
頭部保護帽 スポンジ・革が主材料 12,768円 スポンジ・革・プラスチックが主材料 30,870円	下肢、又は体幹機能に障害のある方で転倒時に頭部を強打するおそれのある方

■ 上肢機能障害

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
特殊便器 151,200円	上肢機能障害1～2級で、学齢児以上の方
情報・通信支援用具（パーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト等） 100,000円	上肢障害1～2級で学齢児以上の方 ※パーソナルコンピュータの使用により、社会参加が見込まれる方 ※生涯1回限りの給付

■肢体不自由

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
収尿器	肢体不自由で頸髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする方
男性用普通型 7,931円	
男性用簡易型 5,871円	
女性用普通型 8,755円	
女性用簡易型 6,077円	

■呼吸機能障害

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
ネブライザー 36,000円	呼吸機能障害 1 ～ 3 級又は同程度の障害を持つ学齢児以上の方
電気式たん吸引器 56,400円	呼吸機能障害 1 ～ 3 級又は同程度の障害を持つ方 ※必要と認められる方
ネブライザー・たん吸引器一体型 72,450円	呼吸機能障害 1 ～ 3 級又は同程度の障害を持つ方 ※必要と認められる方
酸素ボンベ運搬車 17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行っている18歳以上の方
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 157,500円	呼吸機能障害 1 ～ 3 級または同程度の障害を持つ方 ※医療保険における在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が必要な方
発動発電機人工呼吸器外部バッテリー 100,000円	呼吸機能障害 1 級または同程度の障害を持つ方 ※在宅で常時人工呼吸器を使用している方

■心臓機能障害

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） 157,500円	心臓機能障害 1 ～ 3 級または同程度の障害を持つ方 ※医療保険における在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が必要な方

■腎臓機能障害

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
透析液加温器 51,500円	腎臓機能障害1～3級の方 ※自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方

■その他の身体障害

用具及び限度額	給付を受けられる方の要件
ストマ用装具 蓄便袋 8,858円 蓄尿袋 11,639円	直腸機能障害、小腸機能障害又はぼうこう機能障害でストマを設け排泄管理を行っている方
紙おむつ等 12,000円	直腸機能障害又はぼうこう機能障害でストマの著しい変形やストマ周辺の著しいびらんのためストマ用装置を装備できない方、二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害で紙おむつの用具類を必要とする方、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で排尿又は排便の意思表示が困難な方
移動・移乗支援用具 60,000円	平衡機能障害で、3歳以上の方 ※家庭内の移動等において、介助を必要とする方
T字状・棒状のつえ 木製 2,266円 軽金属性 3,090円	平衡機能障害のある方 ※歩行、家庭内の移動等において介助を必要とする方。
頭部保護帽 スポンジ・革が主材料 12,768円 スポンジ・革・プラスチックが主材料 30,870円	平衡機能に障害のある方で転倒時に頭部を強打するおそれのある方
火災警報器 15,500円	身体障害1～2級の方 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
自動消火器 28,700円	

■知的障害

用具及び限度額		給付を受けられる方の要件
電磁調理器	41,000円	療育手帳㊤、Aの18歳以上の方
特殊マット	19,600円	療育手帳㊤、Aの3歳以上の方
特殊便器	151,200円	療育手帳㊤、Aの学齢児以上の方 ※自ら排便後の処理が困難な方
火災警報器	15,500円	療育手帳㊤、Aの方 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
自動消火器	28,700円	
頭部保護帽 スポンジ・革が主材料 12,768円 スポンジ・革・プラスチックが主材料 30,870円		療育手帳㊤、Aの方 ※てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのある方

■精神障害

用具及び限度額		給付を受けられる方の要件
頭部保護帽 スポンジ・革が主材料 12,768円 スポンジ・革・プラスチックが主材料 30,870円		精神障害者であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのある方

■難病患者

用具及び限度額		給付を受けられる方の要件
便器＋手すり	4,450円	常時介護を必要とする方
特殊マット	19,600円	寝たきりの状態にある方
特殊寝台	154,000円	寝たきりの状態にある方
特殊尿器	67,000円	自力で排尿できない方
体位変換器	15,000円	寝たきりの状態にある方
入浴補助用具	90,000円	入浴に介助を必要とする方
移動・移乗支援用具	60,000円	下肢が不自由な方
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能に障害のある方 ※必要と認められる方
ネブライザー	36,000円	呼吸器機能に障害のある方
ネブライザー・たん吸引器一体型	72,450円	呼吸器機能に障害のある方 ※必要と認められる方
移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能に障害のある方
居宅生活動作補助用具	200,000円	下肢又は体幹機能に障害のある方
特殊便器	151,200円	上肢機能に障害のある方
訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能に障害がある方
自動消火器	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500円	人工呼吸器の装置が必要な方

日常生活用具の貸与

■貸与 難聴者又は身体障害者2級以上の方

用具名	貸与を受けられる方の要件
福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）で、18歳以上の方で、コミュニケーションや連絡手段等の手段として必要と認められる方 ※障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で、現に電話を所有していない世帯に限ります

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1593 FAX 04-2952-0615

要介護（支援）認定をお持ちの方は、介護保険サービスとして福祉用具購入費の支給を行っている品目もございますので、担当のケアマネジャー、地域包括支援センター又は介護保険課へご相談ください。

電話 04-2953-1111 内線 1551～1552 FAX 04-2969-5735